

令和 3 年 6 月 2 日（水）

四国地方整備局 那賀川河川事務所

堤防の刈り草を無料で提供します

～堆肥・敷わら等にいかがでしょうか～

【目的及び内容】

那賀川河川事務所では、堤防の点検のため、年に2回那賀川と桑野川の除草を行っています。

その際発生する刈り草をロール状に梱包して、地域の皆様に無料で提供しますので、堆肥・敷わら等にご活用下さい。

【提供時期】

1回目の除草は5月から7月、2回目の除草は9月から12月に実施しています。下記の提供場所に順次運搬していますので、ご自由にお持ち帰り下さい。

【注意事項】

注意事項は別添をご確認下さい。

【提供場所】

- ①楠根桜つつみ公園 南側の堤防上（阿南市楠根町新田地先）
- ②ガマン堰の堤防上（阿南市下大野町渡り上り地先）
- ③北岸堰南側の堤防上（阿南市上大野町北豊年地先）
- ④宝橋北詰の堤防上（阿南市宝田町出口地先）
- ⑤津乃峰橋北詰の堤防上（阿南市長生町川ハタ）

詳細は別添の位置図をご確認下さい

【その他】

事務所HP、ツイッターでも情報発信していますのでご覧ください。

事務所HP：<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/>

ツイッター：https://twitter.com/mlit_nakagawa

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト】に該当します。

【問い合わせ先】(◎主な問い合わせ先)

国土交通省 那賀川河川事務所

副 所 長

原田 隆史(内線204)

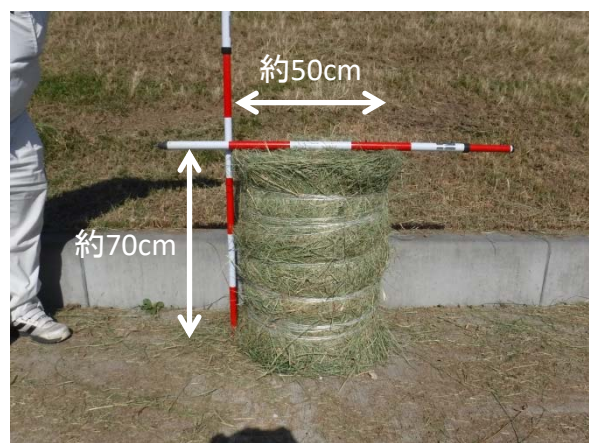
◎管理課長

相田 晴美(内線331)

TEL：0884－22－6592

FAX：0884－22－9795

刈り草の提供状況



○刈り草の提供にあたり、ご同意いただく事項

1. 利用される方が、現地に取りに来て下さい。積込・運搬は個人で実施をお願いします。
2. 転売、換金、返品、投棄等を行わないで下さい。
3. 利用者が多い場合は、現地に刈り草が残っていない場合がございます。
4. 関係諸法令を厳守し、責任を持った適正な利用をお願い致します。
「道路交通法（収集運搬時における過積載等）」
「廃棄物の処理および清掃に関する法律（不法投棄、不法焼却）」
5. お持ち帰りいただいた刈り草は、本人が責任を持って適正に利用して下さい。
国土交通省は、引き渡し以降、一切の責任を負えません。
6. 刈り草には、小さなゴミ、雑草の種子、いばら等が含まれている場合があります。
草種の指定はできません。

○その他

「刈り草の大きさをもう少し小さくして欲しい」・・・等のご意見・ご要望がありましたら那賀川河川事務所管理課まで御連絡ください。

那賀川河川事務所管理課

TEL:0884-22-6592

FAX:0884-22-9795

Mail: skr-nakaga50@mlit.go.jp

○刈り草の配布場所

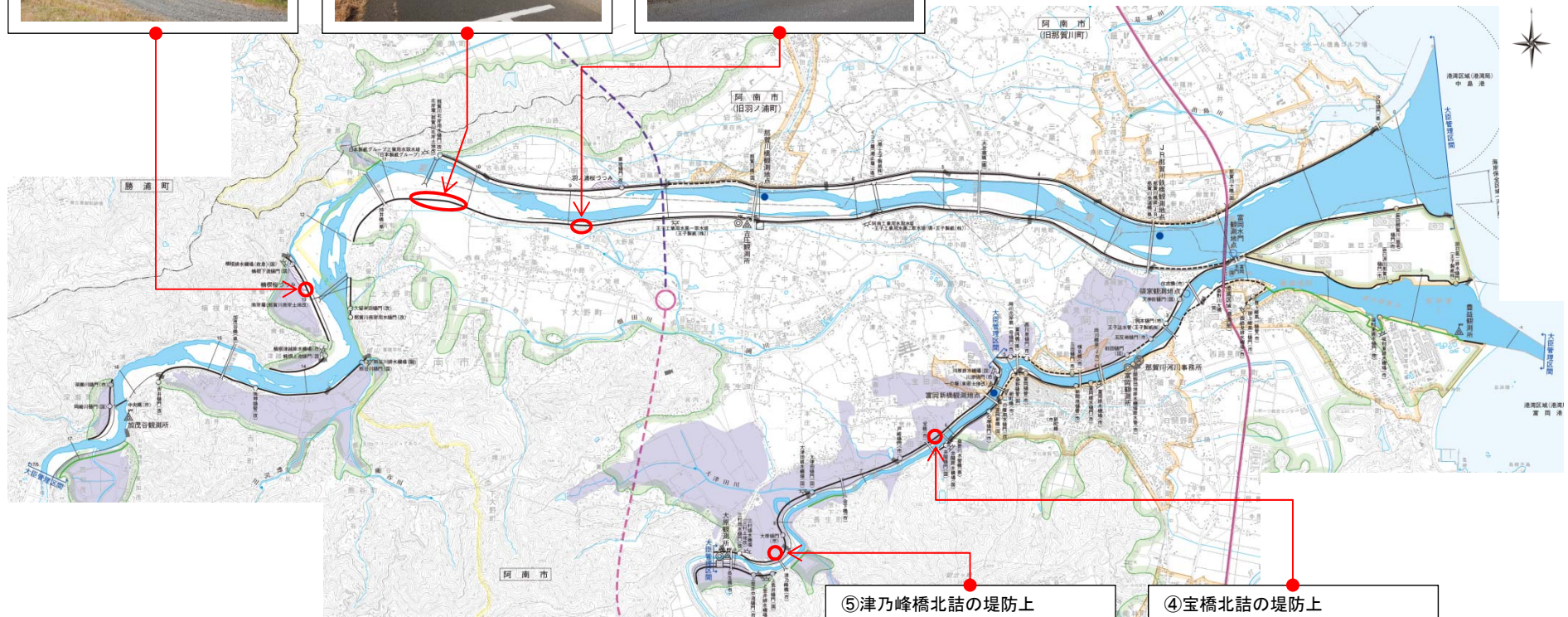
① 楠根桜づつみ公園 南側の堤防上
(阿南市楠根町新田地先)



③ 北岸堰南側の堤防上
(阿南市上大野町北豊年地先)



② ガマン堰の堤防上
(阿南市下大野町渡り上り地先)



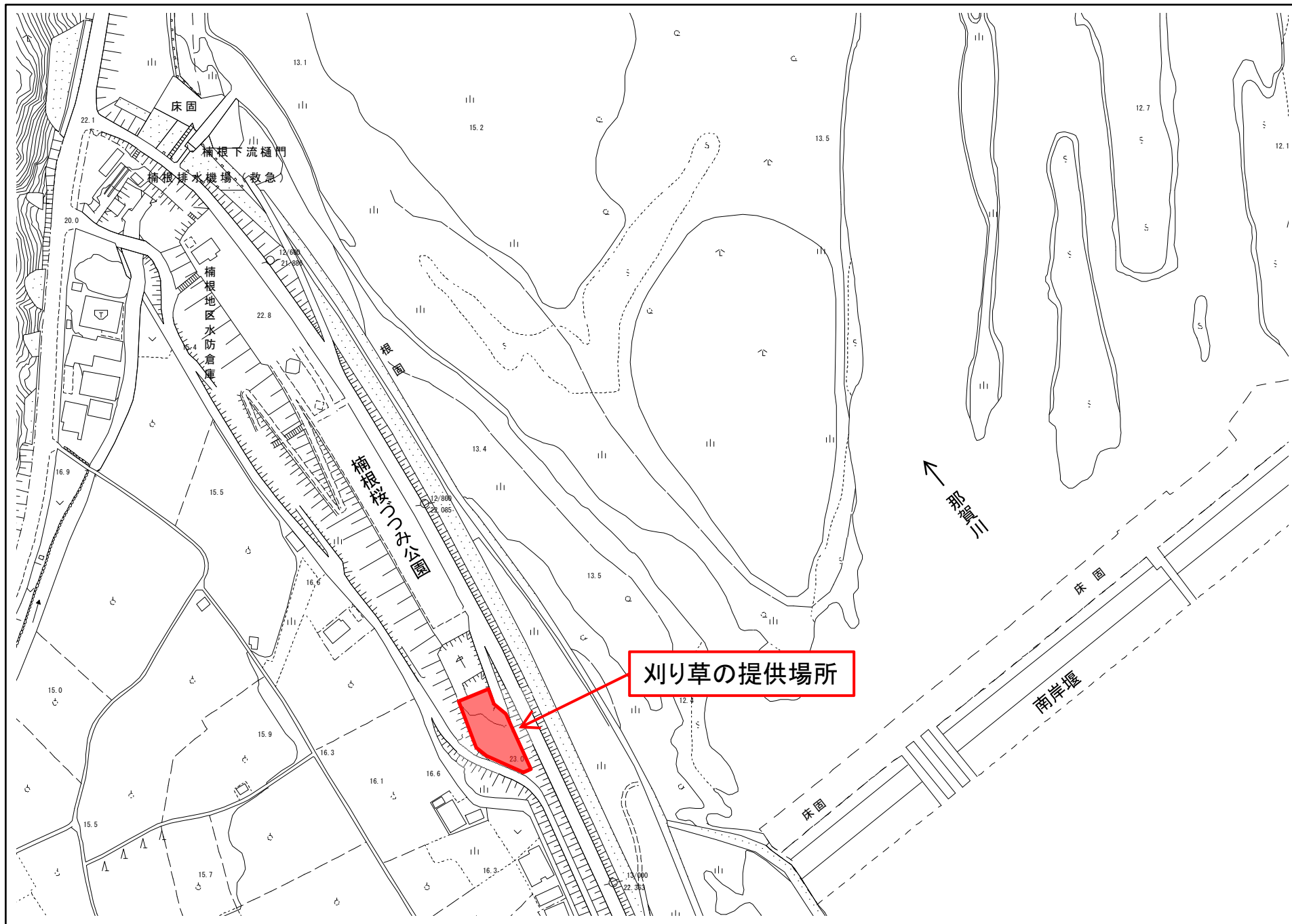
⑤ 津乃峰橋北詰の堤防上
(阿南市長生町川ハタ)



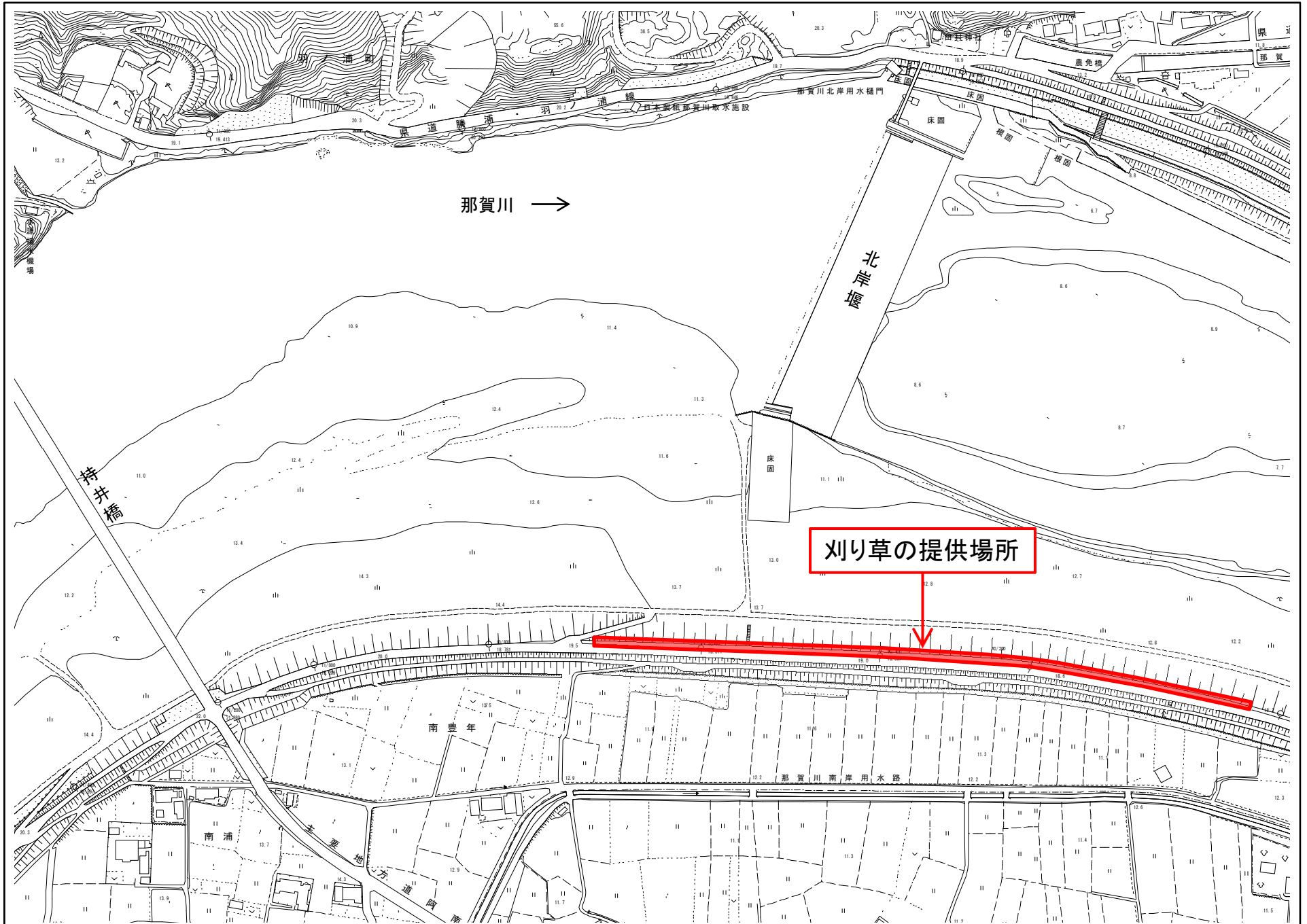
④ 宝橋北詰の堤防上
(阿南市宝田町出口地先)



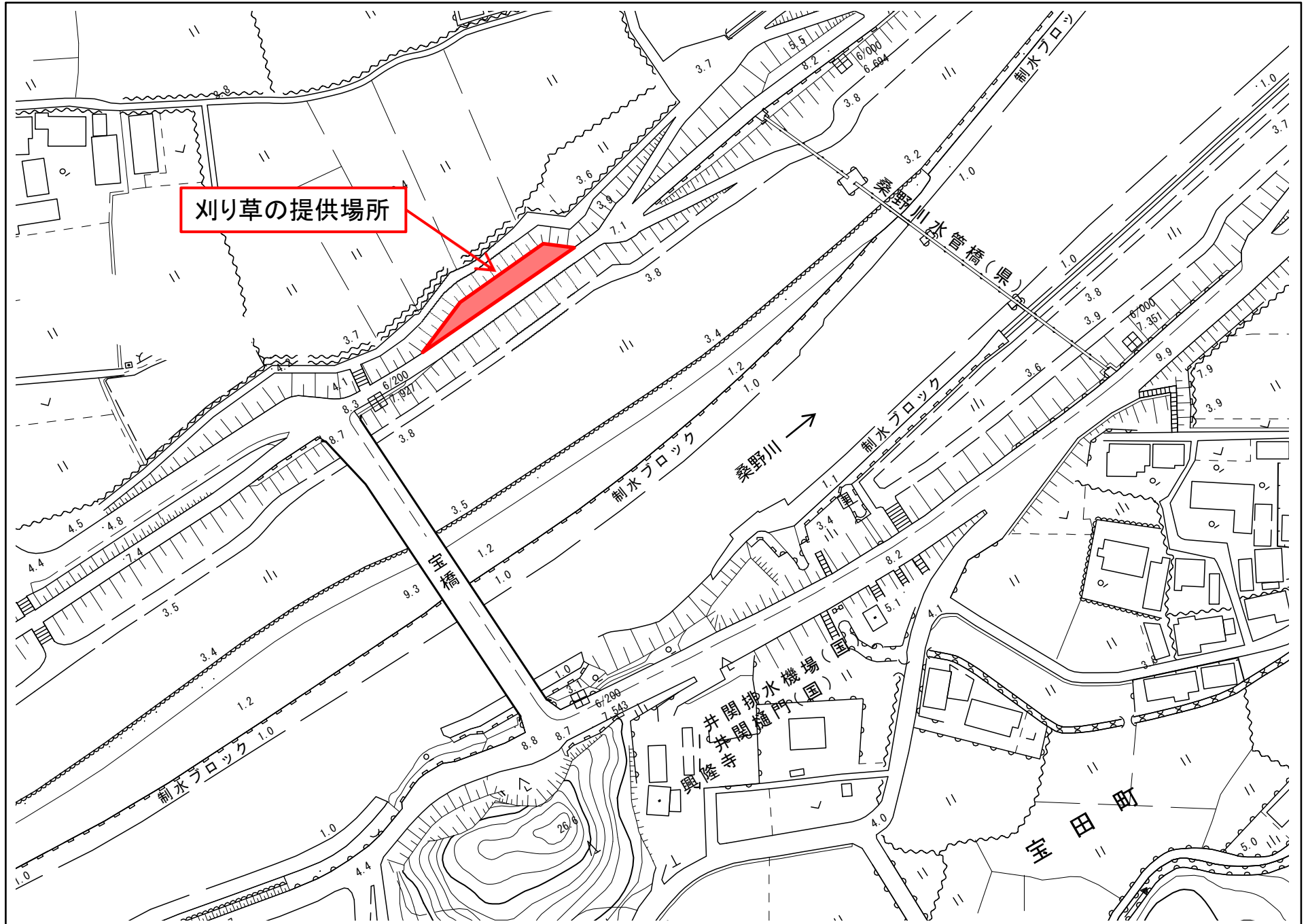
①楠根桜つつみ公園 南側の堤防上(阿南市楠根町新田地先)



③北岸堰南側の堤防上（阿南市上大野町北豊年地先）



④宝橋北詰の堤防上(阿南市宝田町出口地先)



⑤津乃峰橋北詰の堤防上(阿南市長生町川ハタ)

